

会員規約

(名称)

第1条 この団体は、一般社団法人長野 IT コラボレーションプラットフォーム（以下、「当法人」という）と称し、英文では Nagano IT Collaboration Platform と表記し、略称を「NICOLLAP」とする。

(目的)

第2条 この規約は、当法人と当法人の会員（以下、「会員」）に関する事項を定めるものとする。

(会員の定義)

第3条 この規定でいう会員とは、当法人の目的に賛同して入会し、その趣旨に沿った行動、事業を行う法人または団体等をいう。

(会費)

第4条 当法人会員は以下に定める会費を納入しなければならない。

会費は年会費とし、1口 = 2万円とする。

会費の金額は、会員の事業規模により下記のとおりとする。

大規模事業者…… 10口以上

中規模事業者…… 5口以上

小規模事業者…… 1口以上

(注) 中小企業基本法の「中小企業の範囲」に従う。

参照：中小企業庁 https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q5

(入会)

第5条 当法人の社員として入会を希望する者は、「入会申込書」に必要事項を記入し、また、会員一社以上の推薦を受け、当法人事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。承認を受けた後に、会費を納入することにより登録される。

(有効期間)

第6条 会員資格の有効期間は一年間とする。以後、第10条による退会の申し出、または第11条による除名もしくは第12条による会員資格の喪失がない限り、自動的に更新されるものとする。

(会費の払い戻し)

第7条 会員がすでに納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(特典)

第8条 会員は、以下に定める特典を受けることができる。

- (1)当法人が主催する各種セミナー、講演会やワークショップ等の無料参加
- (2)実証実験の提案、プロトタイプ開発の支援
- (3)戦略構想に関わる知見の習得機会の提供
- (4)ワーキンググループへの参加
- (5)プロジェクトに関する支援企業斡旋
- (6)当法人を介した広報活動支援

(変更の届け出)

第9条 会員は、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きをおこなうものとする。会員が変更申し込みをしなかったことにより、不利益を被った場合でも当法人はその責任を一切負わないものとする。

(退会)

第10条 会員は、任意にいつでも退会することができる。ただし、一か月以上前に当法人に退会の申し出をしなければならない。未払いの会費等がある場合には、会員は、退会後も当法人に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 定款、本規約その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が消滅、解散したとき。

(4) その他、当法人が会員として不適格と認める相当の自由が発生したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 会員が前 12 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れ、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできないものとする。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しないものとする。

(付則)

本規約は、理事会の承認を経て改定または廃止することができる。

※令和元年 6 月 21 日制定